

○岩沢座長 それでは時間がまいりましたので、「第三国定住に関する有識者会議」の第9回会議を始めさせていただきます。今日は新年最初の会議です。今年もどうぞよろしくお願いいたします。

本日はRHQから、日本語教育を監督しているAJALT専務理事の内藤真知子先生にオブザーバーとしてお越しいただいております。よろしくお願いいたします。

○RHQ（内藤）オブザーバー よろしく申し上げます。

○岩沢座長 それではまず、本日の配付資料について事務局から説明をお願いします。

○中川参事官 それでは、私から御説明させていただきます。

本日の皆様のお手元にお配りしています資料は、配付資料目録に記載のとおり2点でございます。

資料1が、本日の議事次第です。

資料2は、論点整理に関する資料です。なお、前回、前々回から、出国前研修はビルマ語での対応が可能にならないのかということにつきまして、IOMと外務省のほうで調整をしておりましたところ、結論として、IOMのほうではビルマ語での出国前研修も対応可能であるということで御報告いただいておりますので、皆様に御報告させていただきます。

以上でございます。

○岩沢座長 ありがとうございます。

それでは、議題に入ってまいりたいと思います。議題は資料1にあります。まず「（1）論点整理について」ということでございます。資料2（1）です。これが前回お配りした論点整理ですが、それに対して、時間がありませんでしたので、委員の皆様に意見照会をさせていただきました。お忙しいところ御回答いただき、ありがとうございます。

3人の委員の方から御意見をいただきまして、それを色で示したのが資料2（2）になります。それを1つずつ検討していきたいのですが、第1は、特に御意見をいただきませんでしたのでこのままにさせていただきます。

第2は、まず赤いもの、これは池上委員の修正ですが、1点のみでございます。確かに難民支援団体からもヒアリングをしておりますので「及び支援団体」を付け加える、池上委員の御指摘のとおり修正させていただいてはどうかと思いますが、よろしいでしょうか。

続いて青字の修正、これは太田委員の御修正ですけれども、太田委員から御修正の理由を御発言いただいてもよろしいでしょうか。

○太田委員 太田です。

第2のところです。そんなにこだわった話ではないのですが、まず第1プロセスと第2プロセスの主語を考えたときに、現行制度の中でその都度改善を重ねてきたのは有識者会議ではないということで、そこは1回切る必要があるかなと思いました。本来、有識者会議としては、事業の現状はいろいろ伺っているのですけれども、課題について検討する必要があるということを提言すればいいのかなと思ひまして、単純にそれだけのことで直させていただきます。

○岩沢座長　ありがとうございました。

確かに、論点の説明のところは文章が全部1つで続いていまして、かなり長いので、「重ねてきた。」で切るというのは私もいいのではないかと思うのですが、ここはよろしいでしょうか。

もう一つ、表題のところが変わってまして、これだと「現状」を削った形になっていて、説明のところも「現状」を削って、専ら課題を検討するという形になっているように思うのですが、やはり現状を踏まえた上で課題もともに検討することが必要なのではないかと思います。そこで私の御提案としては、元のテキストはちょっと変更しますが、タイトルはこのまま「現行の第三国定住事業の現状・課題」ということにさせていただいて、最後のところを「事業の現状とともに、そこから見出された課題について、検討する必要がある」ということで、若干課題のほうを強調したような形にさせていただいて、現状の「検討」というものも残した形にさせていただければと思います。

それでは次に、第3の1はそのまま、2の(1)もそのままよろしいですか。(2)もそのままよろしいですね。

2の(3)に青で修正提案をいただいておりますが、これも太田委員です。御説明をお願いいたします。

○太田委員　まず1つとしては、ここのところを特に強調していただければと思ったのですが、これは前節の(2)のところで「定住支援機関における定住支援（内容、期間、実施機関）」ということで検討する必要があるということになっていますので、定住地域を選定する際にも、定住支援プログラムがその地域で行えるかどうかということもあわせて検討していただければということで、「視野に入れながら」ということを書かせていただいています。

○岩沢座長　私、これはよろしいと思うのですが、他の委員の皆様はいかがでしょう。

「前節」というよりも、これは(2)を受けているという感じですので、「前項」にさせていただければと思いますけれども、それ以外は太田委員の提案どおりということでよろしいでしょうか。

○岩沢座長　(5)に進ませていただいてよろしいでしょうか。ここも青の修正ですので太田委員ですが、修正理由を御説明いただきたいと思います。

○太田委員　当初は「NGO、コミュニティ等」との連携ということだったのですが、ちょっとお問い合わせさせていただいたら、コミュニティ等と言ったときに、これは民族コミュニティのことを想定されているということでしたので、それだったらはっきり民族コミュニティという形をとっていただいて、私も自治体のほうなので、自治体との連携というのはちょっと芽出ししてほしいなという思いがあって、自治体は地域社会の中に入ってくると思うのですが、本文のほうでは「自治体、NGO、民族コミュニティ等」という形で整理させていただいて、タイトルは地域社会というのをちょっと強調していただければなと思いました。

○岩沢座長 （５）は確かに地域社会があったほうが良いと私も思います。それから、コミュニティも民族を入れてはどうかという御提案なのですが、よろしいでしょうか。

（了承）

では、ここは太田委員の御修正どおりということで変更させていただきたいと思います。

３がそのまま、第４にいきまして「受入れ対象者の在り方」、ここは青ですから太田委員なのですが、１、２、３、ほぼ同じ趣旨の変更提案だと思いますけれども、ここもお願いします。

○太田委員 当初は「人道支援及び難民の社会統合の可能性の観点」ということだったのですけれども、社会統合の可能性ということをもうちょっと平たく言うと、「難民の自立及び社会統合を円滑に進める」という話になるのかなとは思ったのです。そうすると人道支援とは別の観点になるので、並列的に整理をさせていただいたということになります。

○岩沢座長 ありがとうございます。

ポイントは２つあると思うのです。１つは「難民の自立」という言葉が太田委員の御提案に入っていて、「自立及び社会統合」という御変更と思います。観点としてはやはり自立も必要と私も思うのですけれども、もう一つ、順序が変わっているというポイントがございます。ここはやはり国際社会における我が国の人道支援というものがあって、それに基づいて難民を受け入れて、難民の自立及び社会統合を円滑に進める、ということになるのではないかと思いますので、自立はよろしいと思うのですが、順番としては人道支援を先に出させていただくほうがよろしいのではないかと。人道支援も、「人道支援」だけでは必ずしも明確でない気がしますので、先ほど申し上げた「国際社会における我が国の人道支援」ということをはっきり出して、順序は人道支援の方を先にする形を維持させていただいてはどうかと思います。

したがって、どういうふうになるかといいますと、「国際社会における我が国の人道支援並びに難民の自立及び社会統合を円滑に進める観点から」、あとは同じ。これを１、２、３、同じ形で変更させていただくということが私の提案なのですが、いかがでしょうか。

（了承）

ありがとうございます。それでは、第４の１、２、３はそうように変更させていただきます。

第４の４、ここは変更無しということでよろしいでしょうか。

第５、ここは太田委員の御修正提案というか質問ですね。どうぞ。

○太田委員 「広報活動の在り方」の中で、これから第三国定住事業を継続することが前提なのでしょうけれども、「定住を希望する難民を確保する」というところがちょっと引っかかったのです。では、確保するのは何のためというところにちょっと疑問があったので、御質問的に書かせていただいているところです。

○岩沢座長 御指摘いただいたように、よく考えると確かに「確保」というのは合わないように思います。確保というのは、無理やり数を合わせるような感じがします。例えば以下のような形はいかがでしょうか。「我が国への定住を希望する難民が少ないことへの改善策の一つとして、UNHCRから、広報活動の改善が提案されている」というのが私の御提案ですけれども、よろしいでしょうか。

(了承)

第6のところは2つ御修正提案がありまして、まず青が太田委員ですね。太田委員の御修正から検討していきたいと思うのですけれども、これも御説明いただけますか。

○太田委員 まず1つ考えたのは、第三国定住事業の中のパイロット事業なのか、第三国定住事業を前提とするためのパイロット事業なのかというところをちょっと考えてしまったのですね。それで、パイロット事業が終了する、その後で本格的な第三国定住事業があると捉えたものですから、第三国定住事業という事業は既に始まっていて、今はそのパイロット事業だということであれば、そこのところを分かりやすくといいますか、感覚的なところなので理由が余りはっきりしてないのですけれども、「同事業を継続して実施していくこと」というふうにしたほうが分かりやすいのかなと思っただけです。

○岩沢座長 確かに日本語として、パイロット事業が終了するところ、「同事業を」と書いてあるので、これはパイロット事業を受けた形になっていまして、原案では「同事業の実施について」という曖昧な形になっているのですけれども、太田委員の御修正になると「同事業を継続して実施していくことについて」、つまりパイロット事業を継続していくという感じのニュアンスになると思うのですね。

ただ、我々のマンドートは、もちろんパイロット事業をそのままもう一回やるというものも選択肢としてあると思うのですけれども、本格実施というものもあり得ますし、場合によると廃止というものも選択肢としてあり得るわけで、そういうものも全部含めて「同事業の実施について、検討する」という原案のほうが、曖昧なのではけれども、曖昧なのはそういうことも含めて考えているということ言えば、そのほうがよろしいのではないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○太田委員 そうしたら、「同事業」のところを「第三国定住事業」というふうにしていたほうがいいと思います。

○岩沢座長 そのほうがいいかもしれませんね。

○池上委員 今の趣旨に賛成です。その上で国語的な修正提案なのではけれども、「第三国定住の事業の実施について検討する」というふうにすれば、つまり、実施していくことではなくて実施について検討するのであれば、実施するかしないかという選択肢があることが含まれる。

○岩沢座長 それが原案です。「していくこと」は太田委員の修正提案です。

○池上委員 では、それは取ったほうがいいだろうと思います。

○岩沢座長 むしろ「同事業」を「第三国定住事業」に変える。

○池上委員 はい。

○岩沢座長 「同事業」を「第三国定住事業」にして、あとは原案どおりということによってよろしいでしょうか。

では、それはそういうことにさせていただいて、次のもう一つの修正提案は緑ですので石井委員ですが、御趣旨をお願いします。

○石井委員 ありがとうございます。本当に全体を網羅されていて基本何も言うことはないのですが、最後に1個だけ、前から気になっていたことがあったものですから。

それは、昨年であれば、例えば条約難民として認められた方が21名、人道配慮による在留資格の付与という方が248名ということで、毎年日本でかなりの人数、ほぼ定住が見込まれる方がいらっしゃる中で、この3つの違った種類の難民あるいは難民に準ずる方々について、それぞれ定住支援策、「整合性」というのがいい日本語かどうか私はちょっと分からないのですが、支援現場でやっている者としては、それぞれバランスがとれていることがすごく重要だと思っています。例えばカレン民族であれば、同じカレンの方々がこの3種類いらっしゃるわけです。これは全体の議論になると私は思っているのですが、今後難民を受け入れるということをどういうふうと考えていくのか。ましてや、人道支援という目的でこの第三国定住を実施するのであれば、まさしく人道配慮枠での定住者というものも人道主義に基づいたものというふうに思いますので、そういう3つの種類、インドシナ難民を入れれば4種類になると思うのですけれども、そういう中できちんとバランスのとれた社会統合の確保というか、円滑な運用と言ったらいいのですか、そういったところをあわせて考えられたらいいのではないかと。

1つ問題だと思ったのは、これは各国分かれているのですけれども、条約難民として第三国定住の方を受け入れている国もありますし、別枠、日本と同じようにある意味の人道配慮枠ということで第三国定住を受け入れている国もあるのですが、今、日本の支援策は一種の人道配慮枠である第三国定住と条約難民の定住支援策が同じ条件になっていて、いわゆる人道配慮枠に関しては支援策がないという状況になっています。問題提起として、今までその議論がされていなかったのであれば、あるいはされていたのであれば教えていただきたいのですけれども、ここも課題の1つとして、この有識者会議の中で議論していただけたらいいかなと思っています。

ありがとうございます。

○岩沢座長 ありがとうございました。

そうすると、緑の最後の「必要があると考える」の「考える」の部分は、石井委員の御意見ということですね。

○石井委員 そうです。

○岩沢座長 だから、もし文章にするとすれば「必要がある。」というところでとめる御提案と承りました。いかがでしょうか。

当有識者会議のマンデート、任務は、第三国定住による難民受け入れについて、パイロ

ットケースの現状及び課題を検証した上で今後の方針を策定するということなのですから、人道配慮枠というのは、いわゆる在留特別許可が与えられた人ということだと思います。そういう人の問題も扱うというのは、若干マンドートを超えるような気もするのですが、他の委員の御意見を。

○石井委員 そこを議論するというよりは、同じ民族の難民の方々が共存していく中で、バランスはちょっと配慮したほうがいいのではないかとというのが私の感覚なのです。なので、ここでは両方のものを見ながら第三国定住のことを話すということで大丈夫だと思います。

○岩沢座長 他の委員の方の御意見を伺いたいと思います。

石井委員の御趣旨は、条約難民の支援策とか在留特別許可を受けた人の支援策そのものを扱うものではないという御確認です。

○石井委員 1つだけ。

書き方が分かりにくくて申しわけないのですが、日本では第三国定住難民と条約難民と違うという確認もあるなら、あってもいいかもしれないと思っています。つまりサービスというか、今、支援内容に関しては、条約難民と第三国定住難民はほぼ一緒になっていますけれども、そこはそれでいいという検討はあってしかるべき。あるいは、アメリカとかスウェーデンのように、事実上は条約難民として第三国定住を受け入れている国もありますけれども、一応そこも検討してもいいのではないかとと思っています。だから2点ですね。支援内容の問題と、ステータスとしてどうなのかという2つがあります。

○岩沢座長 他の委員の方の御意見をいただきたいと思います。

○太田委員 ちょっと石井さんに御質問なのですが、条約難民だとか人道配慮枠で受け入れられた難民の方々に対するサービスは、ほぼ同等だというふうにおっしゃっているのですが、そのところはそれでよろしいのですか。

○石井委員 もちろん各地にいて、難民認定申請後長く待って、例えば2年、3年経って認定された方が受けられるのは、やはり同じRHQ支援センターのほうに行って、そこで住居のほうもある程度提供され、生活費のほうも支給されるような形で、今、期間としてはほぼ同じようなものを受けられる状況になっていると思います。なので、条約難民と第三国定住は、ほぼ同じ支援内容ということでもいいのではないかとはいいます。本当に詳しくは知らないです。

○太田委員 雇用の点だとか、他の点でもいろいろあると思います。

○石井委員 今、6カ月ごとにモニタリングを一生懸命していただいているのは第三国定住だけかもしれません。そこは支援というよりはモニタリング部分ですが、そこは違うかもしれませんが、最初は6カ月間、合宿研修のようにずっと受けられるというのは条約難民も同じだと理解しています。

ただし、人道配慮枠の方はそういったことが全く受けられないということで、もったいない部分もあるかなとは思っています。今、彼らが非常に早く自立していける道がなかなか

開かれてないということです。

○IOM（橋本） 今の議論で、IOMとして一点申し上げるべきかと思うのは、皆さん御存じのとおり、条約難民の方々は自発的に自力で日本に到着しますが、第三国定住の方々に対しては出国前研修等々をやらせていただいています。条約難民の方は出国前のことは一切、健康診断も出国前研修も渡航支援ありません。今、石井さんがおっしゃったのは定住後のお話という理解ですけれども、一応補足させていただきました。

○太田委員 今の議論で整理させていただくと、石井さんの御提案だと、ここで第三国定住だけについて述べるということになると、第三国定住のほうがサービスの的にある程度優遇されている部分があるので、整合性をとるという検討をすると逆に今よりも水準が低くなるのではないかという懸念がちょっとあったもので、それで同等かどうかという御質問をしたのです。

○石井委員 ありがとうございます。

私もその懸念を感じながら、ただ、ギャップがあること自体が難民コミュニティの中での問題を惹起してしまうので、そのバランスを考えた上でも、これを第三国定住だけにやるべきだというのは、予算の問題も非常に絡んできますので、今、他の大きな議論がある中で、私もここにそんなにこだわりたいわけではないのですが、議論ぐらいしてもいいのではないかという感じです。そういうものとしてこれだけいいサービスを提供する、それだけ図抜けてよくてもいいのだということも、今、せっかくこれだけ勉強して議論ができる場があるのであれば、1回ぐらいしてもいいのかなというところです。

○岩沢座長 UNHCR、どうぞ。

○UNHCR（宮澤） 今、第三国定住難民のほうに優遇されているのではないかというコメントを伺ったのですけれども、そこはバランスだと思うのです。例えば条約難民の方ですと、難民渡航証明書の発給が受けられて、海外への渡航が比較的自由に行えるという権利がありますが、それに対して第三国定住難民はそういった渡航証明の発給が無かったりですとかするので、一言で第三国定住難民のほうに優遇されているのか、条約難民のほうに優遇されているのかというのはちょっと難しいとは思いますが。

○岩沢座長 他の委員の方、いかがでしょうか。

○池上委員 専門的な立場から、今の議論に意見を述べるのが難しいのですけれども、少し妥協案というか、提案になるかもしれません。石井委員の提案というのは全くもっともだと思いますし、難民当事者達の間である種の待遇の違いのようなものが意識されるのはもっともだろうと思います。その上で、ここで言うと、他の難民との整合性を整理する必要があるというふうにぴしっと言い切らずに、「との整合性を視野に入れて検討する必要がある」ぐらいにすれば。

○石井委員 おっしゃるとおりの趣旨です。

○池上委員 視野には入れましょう、意識はしましょう。ただ、先ほど石井さんが言った整理する作業そのものをこの場でやるかどうかは明言しない。何らかの一覧表みたいなもの

のをつくってという議論をここでやることを、今の議論で自分達に義務づけるようなことではなくて、視野には入れていこうというものはどうかという提案です。

○石井委員 私はそれで、どちらかという趣旨はそんな感じです。

○岩沢座長 他の委員、いかがでしょうか。

そうすると、条約難民あるいは在留特別許可を受けた人に対する支援との比較といった観点を視野に入れながら、しかし、あくまでも我々の検討課題は第三国定住による難民の人の支援である、そういう御提案でしょうか。

○石井委員 大丈夫です。

○岩沢座長 もう一つ石井委員がおっしゃったのは、地位の違いみたいなものを整理する必要があるということをおっしゃったと思うのですけれども、そこは無しで、第三国定住による難民の支援内容、受け入れ態勢を検討する中で、他のカテゴリーの人達の支援内容との比較の観点を視野に入れる、そういうことでいいですか。

○池上委員 私の意図はそうです。

○岩沢座長 その文章化はちょっとお時間をいただいて、次回御提案させていただく形で、今のような趣旨でということで、他の委員の方はいかがでしょうか。

これは最後の「パイロット終了後の受入れ方針」の第2文のような形になっているのですけれども、今の趣旨を入れるとすると、ここがいいのかどうか。先ほどの整理だと、第三国定住難民の人に与える支援の内容を考えると他のカテゴリーの人達との比較という観点も入れるということだったのですけれども、それも含めて次回整理した形で御提案させていただきたいと思います。

では、この議題は以上でよろしいでしょうか。一応、全部検討したという形になっています。最後の点の論点整理については、文章としてきちんとフォーミュレートされた形になっていませんので、他の修正を取り込むと同時に、今の最後の点は整理をして次回御提案をさせていただいて、皆さんにもう一回見ていただくということにさせていただければと思います。それでよろしいでしょうか。

それでは、引き続きまして「(2) 論点第1について」、議題の(2)に入っていきたいと思います。論点第1は、第三国定住事業の意義・必要性です。早速ですけれども、きょうは論点の第1と第2の検討をやっていききたいということです。まず第三国定住事業の意義・必要性ということが、論点第1という次の議題になるわけです。

事務局から簡単に説明していただけますか。

○中川参事官 本日から論点整理に基づき御議論いただくということですが、まず、第1の定住事業の意義・必要性に係る記載という部分でございますが、UNHCRさんが行っている第三国定住事業の意義自体は、UNHCRさん自身またはさまざまところで語られているところがございますけれども、我が国が第三国定住事業を実施する意義・必要性という部分になりますと、正直なところ余り記載されたものが見当たらないところがございます。閣議了解が、その意義・必要性を述べたものだろうと思われるのですが、ある意味で

は当然ということかもしれないのですが、どのような意義・必要性があるのかということとは、有識者の方々でもう一度御議論いただきたいという趣旨でございます。

続きまして、第2の現状・課題の部分でございます。指摘の整理は、その後続きます論点第3、第4ということで、論点の順番に整理をさせていただいております。これまで第1回で配付させていただきました、これまでの間、政府内で検討してきた資料の中身でありますとか、現地視察の際に市役所、雇用主、学校関係者などから出された意見、また、会議でヒアリングにおいていただいた難民の方、支援団体、学者の御意見、それに伴いまして有識者の先生方の御意見がございました。

若干御説明させていただきますと、まず定住センターにおける定住支援につきましては、有識者の方から、そもそも日本語以外の研修に6カ月必要なのか、集合研修が適当なのかという御意見をいただいていますし、受け入れ自治体での定住支援につきましても、政府がきちんと説明しないと自治体任せになってしまうという不安が受け入れ先の自治体に生じるという意見もありました。

それから、ヒアリング等で出された意見としまして、同じく定住支援センターにおける定住支援につきましては、RHQ支援センターにおける定住支援プログラムの内容や管理・運営等が不十分ではないか。難民の基礎学力や社会経験のレベルが想定を大きく下回ったために、当初準備していたカリキュラムでは対応困難、あるいは、研修は受け入れ先で早期に行うべきなどなどの御意見がございました。

そして、受け入れ自治体での定住支援につきましては、これも同じく支援体制として支援体制が不十分ではないか、問題の解決は、難民自身が何を望んでいるかを聞くことであって、難民自身に合ったものや欲しいものなどを見出すなどの実践的な方法を制度としてつくるべきではないか、関係者の間での共通理解と連携、地域主導での地域資源の有効利用が必要ではないか等々といったものです。

情報共有の部分につきましては、受け入れ先であることが早期に分かれれば、教員の人的配置について対応しやすい、あるいは、保育士の確保に時間がかかるために、事前に受け入れ先である旨の連絡があると対応しやすい、また、事前の情報提供が重要。同じく事前に関係機関や行政側から地元に対して説明すべきといった意見がございます。

雇用関係としましては、20歳前後で本国でも研修を受けて来日する中国人研修生に比べて、受け入れ難民に仕事を教えるのはかなり苦勞するという意見や、45歳以上のインドシナ難民は、なかなか仕事が見つからない状況があったという点、難民の就職に際しては、一番不安を感じるのは雇用主であるから、雇用主に安心を与えることが問題の解決になるのではないかとといった御意見がありました。

通訳支援の関係では、子ども達の心の安定を図るために、カレン語の通訳者による継続的な母語支援が必要ではないか、情報通信を構築した上で通訳の仕組みが必要ではないかといったものがありました。

日本語教育の部分につきましては、継続的な日本語学習が困難、日本語は勉強すればす

るほど難しくなる上、年齢のせいで覚え切れないことがたくさんある、日本語を勉強しない人は、30年経ってもまともに日本語で話ができない、あるいは、騒音トラブルなど地域との関係で起こる問題は両親の日本語能力の低さが一因などといった意見が出されております。

学校生活につきましては、日本語指導の必要、学力の問題などから教員の加配等が必要、第三国定住難民児童に対する支援の派遣は、第三国定住事業として予算措置した上で行うものが適当、あるいは学校や関係機関の連携が必要といったものが出されております。

地域社会の点につきましては、地域の民間支援ボランティアやNGOが不存在、あるいは、公共交通機関が発達していない地域のために、車が必要であるといった意見も出されております。

その他としまして、すぐに自立を促すという観点では、キャンプから来る難民は非常に脆弱である可能性が高い、あるいは、受け入れ難民は税の概念を持っていないことから一度の説明では理解しないために、根気強い支援が重要である、キャンプと日本との生活が非常に異なるため、地元住民とのギャップが大きい、日本の他地域に住んでいるカレンの人達と電話や面会での交流が余りない、あるいは、高田馬場というところはビルマ人がたくさん住んでいてリトルヤンゴンと呼ばれているが、それはゲットーであり、社会統合にとって大きな問題、キャンプで生活していたため、受け入れ難民は支援を受けた後に自立というイメージを余り持っておらず、日本政府に面倒を見てもらうというイメージしかない等々といった意見が出されております。

続きまして、論点第4に関連する受け入れ対象者の部分です。第4陣の受け入れで御議論いただく部分は除いたものとして、有識者からは、面接調査に民間人も参加すべきではないかという意見をいただいております。

そして、ヒアリング等で出された意見としましては、病人がいる家族や勉強したい単身者を受け入れることができないか、社会統合の観点からは、子どもや家族と一緒にのほうが容易ではないか、反対に、日本で生活を開始するに当たっては単身者でも困難を感じるのに、ましてや家族と一緒に来日するのは非常に大変ではないかという御意見をいただいております。

選考手続の部分につきましては、自立可能性・社会適応性の判断が困難な部分があること、その他としまして、来日を希望する難民候補者が減少しているといった状況です。

論点5の広報活動に関する点ですが、有識者の先生方からは、受け入れ難民に対し、来日前に欲しかった情報等についてヒアリングすべき、キャンプの広報では、バランスのとれた情報提供をすべきではないかとの御意見が出されております。

ヒアリング等におきましても、国内広報については国内周知が不十分、広報の強化や教科書、学校などで学習すべきではないか。また、市民の認知度が低いといった意見をいただきました。

現地キャンプの広報につきましても、もっと日本の生活に関する一般情報を広報すべき、

日本人が現地キャンプに出向いて難民と話をすることはインパクトが大きいといった御意見をいただいております。

なお、RHQから6カ月の研修内容について御説明をいただき、さらに日本語教育につきましても、内藤先生から補足的に御説明をいただきたいと思いますと思っております。

○岩沢座長 では、RHQどうぞ。

○RHQ（横山） それでは、私どもRHQが、今まで第三国定住難民に対して行ってきた定住支援策について御報告いたしたいと思います。本日の報告では、第1陣の支援策を踏まえて幾つかの点において改善を図りました第2陣の支援策を中心に説明を行いたいと思っております。

まず、定住支援の流れですが、3つの局面に分かれると考えられまして、最初の局面としては入国当初の初動支援、それから定住支援プログラムの実施、さらにはプログラム終了後の定住支援という局面でございます。つまり、難民は9月末に来日しまして、その直後にオリエンテーションを受け、10月～3月までの6カ月間この定住支援プログラムを受講して、その後定住先に移って、6カ月後の本採用を目指して職場適応訓練がスタートするという流れです。

場所としましては、オリエンテーション、定住支援プログラムは都内のRHQ支援センターで行いまして、宿泊施設は同支援センターから徒歩での通所圏内にあります賃貸アパートを借り上げまして、無償で貸与いたしました。

続きまして入国後のオリエンテーションですが、約1週間を目安に行いました。その際には各世帯に専属の担当者、通訳を配置しまして、また、24時間体制で配置して、夜間の場合を含め緊急の場合に対応いたしました。それから、この期間に健康診断も行っております。

次に、オリエンテーション期間中に支給した生活用品の例ですが、食料品でありますとか調理用品・食器、衛生用品等々の品目を供与いたしました。また、家具及び家電につきましては貸与という形で使っていただいて、退所時に返却していただきました。

定住支援プログラムの内容についてですが、カリキュラム全般としましては、授業時間が朝9時～午後3時45分まで、月曜日～土曜日まで実施しました。

大人クラスについては、基本的に毎日日本語学習を6時限、社会生活適応指導を1時限実地いたしました。1時限とは45分です。さらに職場見学、職場体験、職場面接指導についても数日間の集中講座を実施しました。

子どもクラスについても、同様に毎日日本語学習を行うとともに、子どもにとって必要な社会指導を実施いたしまして、後半に学校へ体験入学を行いました。

次にカリキュラムの内容ですけれども、日本語教育につきましては後ほど内藤先生から御報告していただきます。

社会生活適応指導につきましては、家計簿の作成を含む生活費管理全般の指導による経

済観念の育成、自転車の乗り方の指導、電車・バス・地下鉄の公共交通機関の乗り方、電気・ガス・水道等の公共料金や国民健康保険、国民年金の払い込みの指導、ATMの使い方指導等を実施しました。そして、これらを反復練習しまして身につくように指導いたしました。

それから、職業相談・職業紹介ですけれども、職業相談員による求人事業の開拓を図りまして、業種の幅を広げて求人事業者の確保に努めました。例えば職場見学につきましては、第1陣は3日間実施しましたが、第2陣については6日間、業種も11業種14事業所というふうに拡大しております。職場体験につきましても、職場体験を望んだ3業種4事業に対して計3日間の職場体験を実施いたしました。また、就職先あっせんの際には、就職先の就労条件に関する情報、就職先の周辺地域の環境の情報もあわせて提供し、総合的な情報を基に就職先を選択できるようにいたしました。

次に、児童・生徒の就学のための支援ですけれども、小学校や幼稚園の見学に加えて、支援センターの近隣の小学校や幼稚園に3週間にわたって学校体験であるとか体験入園を行って、さまざまな学校・保育園行事に参加するなどして、生活に慣れることで定住後の生活にスムーズになじむための支援を行っております。

それから、地元住民・コミュニティとの交流ですけれども、地元住民が主催する町会行事、交流イベントなどに参加しました。例えば西早稲田商店会のイベントであるとか、新宿ふれあいフェスタ、地元の介護施設の招待で餅つきを体験、あるいは「日本定住難民とのつどい」を見学いたしました。また、カレン人コミュニティが主催するニューイヤーイベントなどへの参加も支援いたしました。

次に、センター退所後の支援についてですが、まず職場適応訓練への支援ということで、実際の職場で仕事に必要な知識とか技能を習得し、作業環境への適応をスムーズにするということを目的とした6カ月の訓練プログラムですけれども、職業相談員が雇用主と相談しながら、この訓練プログラムを作成いたしました。あわせて、通訳を派遣して就業規則、安全管理、業務指導等の支援を行いました。また、職業相談員は訓練受講後、雇用契約締結後の事業所、難民と連絡をとりながら難民への継続支援を行っております。

次に、日本語学習に対する支援ですけれども、難民が定住先でも継続して日本語学習ができるように支援を継続しております。例えば鈴鹿市では日本語支援教室を毎週金曜日に実施中でありまして、都内在住の1家族に対しては自宅での個別指導を開始しましたし、もう1家族に対しましても来月から実施予定です。そして、三郷市では生活者としての外国人のための日本語教育事業が行われていますけれども、これについても側面支援を行いました。

次に、生活相談員による支援ですけれども、生活相談員は転入先での各種行政手続を初めとしまして、居住、医療、小学校・保育園の入学・入園手続等を支援しました。また、地域定住支援と連携して難民の生活状況を確認しつつ、生活上直面するさまざまな問題の相談に対応しております。

最後に地域定住支援員による支援ですが、昨年の4月1日から鈴鹿市には2名、三郷市には6名、現在5名ですけれども配置しまして、各種の手續支援であるとか日常の社会生活、家庭生活、住居の管理や家事、子どもの学習や子育てに関する支援、アドバイスを行っております。

それから、支給金についてですが、定住支援プログラム期間中につきましては、生活援助費、医療費を支給しておりますし、定住プログラム終了時に一時金として定住手当を出しております。その後の職場適応訓練受講中にも、このような額の手当を出しております。また、子どもが入学する際には学用品購入のための学費援助金としまして、このような援助金を出しております。

続きまして、日本語教育について内藤先生から説明させていただきます。

○RHQ（内藤） AJALTの内藤でございます。RHQで日本語教育監督者を拝命しております。

RHQの日本語教育ですが、テーマごとに社会生活適応指導とも関連付け、できるだけ体験と結び付けて、具体的に彼らが言葉を学んでいけるようにカリキュラムを工夫しています。例えば社会生活適応指導で職場体験をする前後に、仕事をテーマにしたマナーや面接の学習をしたり、就職先が決まった後ですと、その職場に特化した語彙や表現を、センターの職業相談員の方と連携して、どんな語彙が必要なのか、どんな場で働くのか、実際に職場で撮ってきた写真なども使いながら練習したりしました。

また1陣の後、2陣では、その時々々の状況を踏まえてプログラムを改善して参りました。例えば地域との交流活動をするなど、1陣に比べてずっと外と接触ができるようなことを意識して、私達もプログラムに変更を加えました。今ここで、いただいた時間でカリキュラム内容を詳細にお話しすることはどうしてもできないのですが、私としてはご質問があれば本当に何でもお答えしたいと思います。ここでは詳細に入れませんので、私がぜひ皆様にお伝えしたいと思う点についてお話しいたします。

日本語学習者としての第三国定住難民ですが、彼らが日本語を習得していくには時間がかかるということをお伝えしたいと思います。皆様、どうぞ想像してみてください。彼らは教育経験が非常に乏しいです。中には、非識字の方もいらっしゃいます。外国語を学習するスキルもありません。長いキャンプ生活から一転、文化も生活習慣も違う、モノと情報に溢れた、複雑な社会システムをもつ日本に来て、「生活のための日本語」を一つひとつ学習していくわけです。それが彼らにとってどんなに大変なことか、ぜひ想像していただきたいと思います。

例えば地下鉄、駅、改札口などといっても、そのイメージが無いのです。概念がないところに概念を与えて、そこに言葉を与えて繋いでいく。そして覚える。彼らはそういう作業をしているわけです。

非識字の方もいらっしゃいます。数字も分かりません。今まで時計などを使って生活してこなかった人達に、1時、2時、3時・・・と時間の読み方を教えるわけです。そういうときに私達は、時計を買ってきて、あるいは家にある時計を持ってきて、実際に彼らの腕に巻いてもらう。1日教室に閉じ込めて勉強させるわけにはいきませんから、午後は散歩へ行きます。「公園に行きますよ」「～時に出たね」と時計の針を見せて確認し、歩いて出て行って、公園に着いたら、また時計を見せて「今～時」、そしてまたセンターに戻ったら「今～時ね。公園からセンターまで15分かかります」と。こうやって時計の読み方、時間の概念を、一つひとつ体験を積み重ねながら、具体的に教えていくわけです。

彼らは、日本に来てどんなに戸惑いの中にいるでしょう。自分が今、置かれている状況を観察しながら、今、私はどういう状況にあるのだろうと思っている、その頭の動き、心の動きを考え、想像し、寄り添いながらそこに言葉を与えている、私たちはそういう作業をしています。ですから、教材も全てオリジナルです。約20人の教師が関わっていますが、綿密に授業連絡をし、1日何時間もかかって授業報告を書き、夜中に教材を作り、そうやって教えてまいりました。そういう彼らですから、私はインドシナ難民のときからずっと難民への日本語教育に携わっていますが、同じ難民といっても、第三国定住難民の方々はインドシナ難民とも、もちろん条約難民とも、日本語学習者としてのレディネスが全く違います。

ですから彼らの日本語習得をどうぞ長い目で見てください。言葉を習得するには、本当に心と体の緊張が緩んでいては成果が上がりません。私達日本語教師は、日本入国前の事前研修を「日本語への不安を取る入門期」、センターでの集中研修を「基礎力を付ける時期」と捉えています。彼らが言語的に自立するまでには、まだまだ幾つかのステップを要します。

センターでは、定住に向けて最低限のコミュニケーションがとれるまでの力を付けます。ある程度コントロールした日本語で接すれば、単語や短い文でのやりとりができるようになります。読み書きに関しても、個人差はありますが、ある程度の漢字を含む簡単な文の読み書きができるようになります。これが、今後彼らが定住先で日本語力を伸ばしていくための基礎になります。本当に来たばかりのときは、クラスにいてもとても緊張していました。その彼らを、徐々に徐々に教室から教室の外に、そして地域に、普通の日本人が怖くないように、そうやって外の世界と彼らをつないでいくことを意識しながら日本語教育を行っています。

この期間を経て、彼らは日本語で実にはつらつと自分を表現するようになります。コースの最後には、地域の方も招いて学習発表会をするのですが、1陣のときも2陣のときも、涙と笑いと感動の個性あふれる発表を本当に全員がやって、そして最後に頑張りますと言って、定住先に出ていきました。

RHQ支援センターの日本語クラスでは、そういった日本語教育が行われています。約20名の日本語教師、それから、もちろんRHQのスタッフの方達と連携しながら行っているということをお伝えして、時間が長くなって申し訳ありませんが、私からのメッセージです。以上です。

○岩沢座長 ありがとうございます。

余り時間はないのですが、ただいまの御説明に対する御質問はありますでしょうか。

○石井委員 本当に御丁寧な説明、ありがとうございます。

今、日本語のところで簡単に御質問したいのですが、本当に何も学習準備がない方々、おそらくそれも人によっても、キャンプ生活の長さによっても大分違うと思うのですが、特にお子さんになると、今回も年齢が全部ばらばらですね。特に小学校に行くぎりぎり前の方と3歳でもきっと違うと思うのですが、そういうのはある程度マンツーマンというか、実際には一人ひとりの対応というふうになってしまうのでしょうか。

○岩沢座長 続けて根本オブザーバーに御質問いただいて、後でまとめて御回答をお願いしたいと思います。

○根本オブザーバー 私の質問は、日本語教育であれ、社会生活上の支援のお手伝いであれ、現在、第三国定住で来た方々が、世界の中で自分がどこにいるのかということを認識してもらうために、例えば略図でいいので世界地図を見せて、あなた方のいた難民キャンプはこの辺です。今、生活しているのは東京です。日本はここです。その感覚の教育というものをなさっているのかどうか。あとは日本国内で、自分達がこれからどこに定住するのかといったときの日本の地図と、東京との距離の感覚を略図でつかむような、そういう指導をなさっているかどうかをちょっとお聞きしたい。

○内藤オブザーバー 子どもの学習状況ですけれども、まず大人2クラス、子ども2クラスというクラス条件というものがあるんです。これは予算の問題だと思います。低学年児童、高学年児童というふうに分けて教えます。ですから、1人の講師が、学校に行ったら違う勉強をするであろう子ども達、精神年齢の違う子ども達を相手にしますから、それは実際には本当に大変です。大人クラスにおいても、一括りではない。

でも、結局私達は、その子達を1つの共同体にしようとしています。大人も同じです。お互いに助け合って、仲間にして、そういったことも学習を通してやっていく。だから、1対1ではできないダイナミクスを生んで、それが学習になるということでやっていますから、何とか、大丈夫です。

それから、世界の中での位置感を教えているか。はい、やっています。メラからタイに行って、飛行機に乗って、東京に来たということ、何を見た、何をした、どうだったということをいろいろ叙述させながら、自分の経験ですからそれを言うことが彼らの言葉の学習になる。また、そのことを地域に行って話すんだよというためもあるし、それらを学習発表会で発表するようなこともしています。また定住先が決まってからは、定住先の様子を写真で見せたり、ホームページなどから情報を引っ張ってきていろいろな話を聞かせたり

しながら指導しています。それらを全部、言葉の学習に結びつけています。

○岩沢座長 ありがとうございます。

それでは、議題の「（２）論点第１について」に入っていきたいのですが、今日は第１と第２を具体的に議論していくことを予定しているわけですが、第２も全部いけるかどうか分かりません。とにかく時間がある限り、第１と第２を扱っていきたいと思います。

まず第１なのですけれども、上のほうの網かけの部分が第三国定住事業の意義・必要性ということで、「に係る記載」は削っていただいたほうが分かりやすいかもしれませんが、それが第１のテーマです。ですから、第三国定住事業の意義・必要性について、委員の皆様、どんなことでも結構ですので一般的に御意見をいただいてもいいですし、ここに４つほど項目が出ていますけれども、これについての御意見あるいはさらにこういうものもあるではないかというつけ加えるべき御指摘とか、何でも結構ですので、第三国定住事業の意義・必要性について、どなたからでも御意見を頂戴したいと思います。いかがでしょうか。

○石井委員 私、ここですごく思うのは、毎回言っているのですけれども、私はNP0、NGOの立場で国益の話をするのは本当に口幅ったいのですが、ここに書かれている多くの部分というのは、あえて言うとなんか日本だけでなくこういう内容です、第三国定住で受け入れ難民が保護されることはこれだけの意味がありますということは言っているのですが、今の日本ならではの立ち位置の中で、アジア地域ということはおっしゃっていますけれども、そういうことに加えて、グテーレス難民高等弁務官がおそらくよく言われていて、今、第三国定住の国際会議等でも話題になっているのが、日本は新しく第三国定住を始める国のモデルになってほしいということです。

つまり、日本というのは、難民条約に加入したのもアジアの中ではかなり早い時期ですし、実際に30年以上の歴史を持っていて、言ってみればこの地域での難民受け入れが進んでいるかどうかはともかく、アジアの中のリーディングカントリーとしてみたいところで期待されているところは非常に大だと思います。ですので、日本のナショナルイメージというか、人道とか人権に非常に配慮した国であるということを、もっとより鮮明に打ち出してもいいのではないかと考えているのが１点。

もう一点、ぜひ意義の中で触れたいと思うのは、難民が入ってくることの日本の地域社会にとっての意味ですね。これを必要性というふうに言ってしまうと、必要ないではないかという一言で終わるのかもしれないのですけれども、そういった方々が入ることによって、その地域の活性化とかいろいろなこと、確かにマルチカルチャリズムという多文化主義みたいなことを標榜している国でよく言われていることなのですけれども、新たな血が入ってくることによって活性化したりとか、町が非常に発展したりとか、過疎地域では担い手がないところに入ってきてくれるということで、アメリカのミシガン州あたりの伝統的な工場地帯でも、今、労働者がいないところで難民にすごく期待しているところがあると思うの

ですが、日本の中でこれだけ高齢化・人口減少社会が来ているところでの意義というものも少しつけ加えてもいいのではないかと思います次第です。

○岩沢座長 ありがとうございます。

○大森委員 今まで日本は、とにかくお金は出すけれども他の労力は使わないと言われた中で、このプログラムがスタートしたということにおいては、ある意味画期的ですばらしいことだなと実は思っていました。やはり世界と言ってもいいぐらい、特に難民を既に受け入れている国の人達は、やっとアジアの国がそのプログラムを始めた、受け入れを始めた、そして日本が一番初めに手を挙げて始めたということで、日本の評価をちょっと高くしているかなということは、実際に海外のそういう仕事に携わっている方とお話をしていると感じる場合がございます。

このプログラムを始めるに当たって、日本はインドシナ難民の経験があるぐらいでマイグランドの受け入れとかの経験は少ないのですけれども、そのかわり他の国がやってきたいろいろな情報をもらいながらこのプログラムは進めていって、成功という言葉はちょっと変なのですけれども、やはりやってよかった、よくできてきたというふうに段階的に持っていけばいいので、何も最初から失敗、成功という判断をする必要は全くないと私自身は思っているのですね。インドシナ難民のときでも試行錯誤があって、当然その中でプログラムがだんだんできてきたと思うのです。

ただ、本当にこれに関わって1つ思うのは、もっとオープンでいいのではないかな。もっとマスコミを使い、いろいろ使って第三国定住というものはこういうものなのだ、こういって受け入れているのだということを一般の人達にアピールすることで、協力者もだんだん得られると思いますので、今、ちょっと御質問とは違うかもしれませんが、これがスタートしたということは誇りに思っているし私は思っていますので、それを試行錯誤しながらだんだんいい方向に持っていくことで、今、余り近視眼的な視点を持つ必要はない。ちょっと遠くを見据えながら、一つひとつクリアにしていけばいいのではないかと思います。

○岩沢座長 ありがとうございます。

今は、第三国定住事業の意義・必要性ということですから、何でも結構ですので、意義・必要性にかかわることを御指摘いただきたいと思います。

○池上委員 私自身がこの会議に構成員として入っているのは、多文化共生、地域受け入れ側の状況をよく知っている立場として関わるようにということでした。その観点から、意義についてちょっとお話をしたいと思います。

先ほど石井さんがおっしゃったとおり、必要性という立て方をするとちょっとおかしいのだけれども、まさに今、私達がやっている会議がそうであるように、国から地域あるいは企業といった人達のアクターの関係が、第三国定住の事業をどう進めていくかということで課題も含めて非常に浮き彫りになっていることは、とても重要な点だと思います。これまで、とりわけ日系人の受け入れなどが地域社会で引き起こしたさまざまな課題に対し

て、地域では場当たりの施策を展開してきました。20年近く経っているわけですが、この事業を進める上で、アクター同士の関係であるとか全体の大きな流れというものが、いま一度整理されてきているのだろうなという印象を私は持っています。

ですから、副次的な効果ではあるのだけれども、第三国定住事業が日本における外国人の受け入れ、社会統合ということにどんな課題があって、結果的にはそれをどうやって役割分担しながら進めていくかということについての見取り図を描く作業にもなっていくだろうという点を、意義として強調してもいいのではないかと思います。

○山田委員 私の意見を言わせていただきますが、この項目で言うと、一番後の第6で「パイロット終了後の受入れ方針」ということ、私はそれが一番言いたいところなので、今日のところではその前段階ということにしますけれども、例えばここにある閣議了解の内容ですね。このとおり、そのままでいいと思います。ただ、その中の「アジア地域で発生している」という部分です。私は第1回目にも言いましたけれども、ちょっと抵抗があるのですが、あの際にUNHCRの方が、日本はまずアジアのことをやってくれという話もありました。それから、インドシナ難民とか第三国定住もそうなのでしょうけれども、欧米各国は、やはり日本はアジアの1つだからアジアのことをやってくれという意識があると聞いています。ですから、もしそうなら、あえてここにアジア地域と書いてありますけれども、それを残してもいいかなというふうに思います。まず、その閣議了解の部分はそれでよろしいかと思います。

それから、国会発言のところの「人道支援及び国際貢献の観点から」というもの、これは閣議了解でも言っていますけれども、そういう観点からも、とにかくこの第三国定住という事業は、日本にとってもあるいは世界にとっても非常に有意義なことだろうと思っています。たとえ第3陣がゼロになったり第4陣がゼロになっても、先ほど大森先生も言いましたけれども、これは段階的にでも日本として継続していくべき非常に大事な事業ではないかと思います。

もう一つは、予算に枠があっていろいろ制限があるようで、言い方はちょっと難しいのだけれども、無理しない範囲と言ったら変ですが、予算の枠内ででもいいから継続していけるような方向に持っていっていただけたらと思っています。

以上です。

○IOM（橋本） もしかしたら、これはUNHCRの方がおっしゃるべきことなのかもしれませんが、最後の文章の中、ちょっとバタ臭い話で恐縮ですが、少なくとも英語ではバーデン・シェアリングというよりも、レスポンシビリティ・シェアリングという言葉のほうがよく使われるのが趨勢なのではないかというのが私の理解です。

「負担」という言葉が、この紙に2カ所出てくるのですけれども、例えばこれが日本国内に公表されるのであって、日本社会に対する啓発活動というものも意識するのであれば、この有識者会議が難民の受け入れは「負担」であるというメッセージをお出しになるのか、あるいはこれは国際社会における日本の責任であって、さらに日本社会及び難民の方々に

対する長期的な投資として見るのか。大変生意気ですけれども、「負担」という言葉をお使いになるかどうか御検討いただければと思います。

○UNHCR（小尾） ありがとうございます。

1点、2点述べさせていただこうかと思うのですけれども、1点目は先ほど大森さんのほうからも御指摘がありましたが、この事業自体が他の国から非常に注目されているということ。特に韓国は、去年難民保護法ができました。その中に第三国定住を始めるという言及がありますが、今後、日本に追いつけ追い越せということになるのではないかと思います。そういう点からしても、日本はこのアジアの社会の中で、モデルを作り上げたという点で非常に高く評価されておりますし、またよい意味での競争相手とみなされているということができると思います。

それから、1951年に難民条約が採択されてから60周年目に当たる2011年に、実は日本の国会の衆議院、参議院の両院で国会決議が採択されており、難民の庇護、国際的な人道支援を今後も継続しますというコミットメントを表明されているわけですね。その中に第三国定住への言及がありますが、国会という場でそういった決議が採択されたというのは世界でも初だったということで、大きな話題になりました。日本の第三国定住事業がこれからどのような形で発展していくかということは、世界的に注目を集めているということです。

それから、日本の外交政策という立場から見て、人間の安全保障という概念で、日本は海外の人道支援ということを外交政策の本当に大きな柱の1つとして掲げていらっしゃるわけですが、その具現化と言うのでしょうか、国の外での人道的な危機に日本は支援を提供しますよということだけでなく、そういった状況に身を置く人達を日本の中で引き続き保護していきますということを新たに表明され、それを実施なさっているという意味から考えても、第三国定住プロジェクトの開始は外交政策上の大きな転換期であったのではないかと私どもは考えております。

日本の第三国定住事業の意義という側面では、この大きな2つが挙げられるのではないかと考えて付け加えさせていただきます。

○岩沢座長 ありがとうございます。

今日は論点の第2にも少し入っていきたいと思うので、このあたりでよろしいでしょうか。

「現行の第三国定住事業の現状・課題」が第2の論点になります。

現状と課題なのですけれども、具体的な論点は論点3、4、5が関連してきますので、事務局のまとめでも最初が論点第3関連、それから論点第4関連、論点第5関連というふうに出てくるわけです。非常にたくさんの項目が挙がっておりますが、特に整理することなく、どの点からでも結構ですので、現状及び課題について委員の方から御意見を頂戴したいと思います。

○根本オブザーバー 「1. 定住支援センターにおける定住支援について」のところで、

日本語以外の研修に6カ月必要か、集合研修は適当なのかということが書いてあります。これは特にIOMの橋本さんにお伺いしたいのですけれども、入国前研修のときに、例えば先ほどの受け入れた後の日本語教育の大変さの話を聞いて思ったのですが、鉄道であるとか、ATMであるとか、そういったものの概念すらない人達をタイのチェンマイないしはバンコクで事前研修をして、鉄道がこういうものであり、地下鉄がこういうものであり、ATMがこういうものだということぐらいを見せて、それから東京に向かわせるということはできないのでしょうか。

○IOM（橋本） 御質問ありがとうございます。

今の御提案の趣旨はよく分かるのですけれども、実は難民の方々は、タイの国内では移動の自由がないので、やはり通常は難民キャンプあるいは一定の施設の中でビデオを見せたり、フリップ、写真を見せたり、そういった疑似体験が精いっぱいということで、今、私が認識している限りでは、タイの国内、例えばバンコクとかで自由に連れ回して実体験させるという形でやっているというのは聞いたことがありません。

○根本オブザーバー それは、タイ政府側の規制があるからというふうに捉えてよろしいのでしょうか。

○IOM（橋本） 私が今、認識している情報ではそうなのですが、もしよろしければ宿題にさせていただいて、バンコク事務所にも再度確認をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○石井委員 ありがとうございます。

6カ月の最初の研修の中で、最初から受入れ先の人がいたほうがいいと思います。先ほどの内容の中でも、例えば新宿区の中で学校の体験とかをするのですけれども、お聞きしている限り、意外とそこはお客様みたいになってしまっていて、自分達がシリアスに受け入れるという感覚になっていない。そこでいろいろ疑似体験的なものがあつたとしても、結局それをもう一回繰り返すことになるのは勿体ない。日本語教育をどういうふうにするかというのは、専門的に議論する問題だと思うのですが、すなわち、もし各地域にばらばらになった場合に同じレベルが確保できるのかとか、いろいろな問題があるのかも分かりませんが、そこを除けば社会に慣れていくということにおいては最初から受け入れの地域を決めて、そこに行くということがいいのではないかと。すなわち、最初から自分はここに住むというところからスタートできるという意味でも一般的にいいのではないかと。と、諸外国でもニュージーランドが3週間ぐらいでしたか、多少集合研修の時期はあるのですけれども、一般的に見て1～2カ月ぐらいです。先ほどコミュニティ作りの意味もあるということをおっしゃっていました。やはり一緒に共同生活をするのも大事だと思うのですけれども、やはり早く地域に行くことも重要だと思います。

子どもさんは、逆に学校の教育の中に、加配教員の分は難民定住支援の中で見たらどうかという話もありましたけれども、学校の取り出し授業を充実させる形で、ひょっとしたら子どもさんは学校にお任せするほうがいいのかも分かりません。私は日本語教育は全く

素人なので、それがいいかどうかは何とも言えないのですが、イメージとしてはそんなところで、かつてから、できるだけ早く定住先に送り届けるようなものがあるというふうに提案させていただいている次第です。

○大森委員 私も今の石井委員と同じ意見で、やはり1カ所に行って、そこで少しなれたらまた移動していくというのは、2カ所に慣れていかなければいけないという負担がございいますので、早い時期に定住する場所に行って、そこでトレーニングを受けることができるプログラムがあれば、そのほうがより早く適応できるのではないかと思います。

それと、今回もトレーニングを受けた場所と定住する場所との違いが、余りにあり過ぎたのではないかという気が実はしております。方言というものがありますので言葉の違いもあるでしょうし、その辺を考えると研修する場所あるいは定住する場所をもう一度考え直すことも考慮していいのではないかと考えております。これはインドシナ難民のときも言われたのですけれども、東京できれいな言葉を教わって、地方に行って、学校に行き始めてその言葉を使ったら全然通じなくて、お前は何だと言われた。やはり地方で住むなら早くその言葉を覚えないと、子ども達もなかなか友達の中に入っていけないということもあったと思いますので、その辺が考慮できないかと思います。

○岩沢座長 ありがとうございます。

この論点は、現状・課題なのですが、ぜひ課題を御指摘いただければと思います。事務局が作ってくれた資料にたくさん挙がってはいるのですが、課題としては他にこういうものがあるのではないかという御指摘をいただければ、非常にありがたく思います。いかがでしょうか。

○山田委員 今のテーマにふさわしいのかどうか分からないのですが、連絡調整会議というものがありますね。これはパイロット事業のためだけの会議ですか。それとも、もし今後続けるとすれば、そのまま引き継いでいくことになるのですか。

○中川参事官 難民調整対策連絡調整会議は別に第三国定住に限らず、衣替えはしているのですが、ずっとインドシナ難民のときから引き継いでいるものですので、今後も継続をしていく予定です。

○山田委員 非常に暴論で申しわけないのですが、連絡調整会議というのは、この前の第3陣のゼロということに対する対応をやってないような気がしますし、ちょっと動きが悪くないかと思うのですね。そういう意味で少し頭の数を少なくして、要するに、船頭を少なくして、例えばこの事業は外務省を中心にやって、もし国内のこともあるのだったら厚生労働省とか法務省とか、そこの3頭立てぐらいにするとか、何かもう少し動きのあるものにしなければ。内閣官房が入るべきなのかもしれないし、私はそれは分かりません。ただ、もう少しことに対応する迅速性というか、緊急認識というか、そういうものを持った動きのいい組織がこれを運営していったらどうかとちょっと思いました。

○池上委員 今の第2の論点のところで、どういうスコープ、範囲の話をするにいいか、私はまだちょっと掴み切れてないのですけれども、現状や課題を考える私達有識者会議と

して、私自身が感じていることを申し上げます。

それは、やはり受け入れた難民の当事者の考えていることというのがなかなか伝わってこない。当事者にここに来てもらって話をしてもらおうというのが、ある意味理論的にはベストなのですが、おそらくそれは無理だろうし、ここに来て自分の考えをとうとうと述べるのはできっこない。だとすれば、何らかの時点で、今、どんなことを考えているか、家族の状況だとか、自分のこととか、地域との関係とかについて、私達は移りゆく時間の経過の中で、彼らがどんなことを考えているのかということをもっと捉えた上で話をしないと、どうも当事者そっちのけの議論をしているような感を強く持ちます。

それは、私自身が元々は人類学者だということがあって、当事者の声に耳を傾けて考えていくという学問をやってきたから一層強く思うのかもしれないし、また、何度も言うように、昨年6月のUNHCRのシンポジウムのときに、もっと当事者の声を聞くべきだという指摘に対して、そう伝えますと言った立場上も、それから半年以上経って、私は十分納得できるような形で難民当事者の意見、声を聞いているのだろうかと自問をしたときに、自信を持って首を縦に振れないということについて、ちょっと考えなければいけないなと思います。

○RHQ（内藤） 私、子どもの日本語教育についてほとんどお話しできなかったのですが、センターにおいては擬似学校体験ができるようにし、学校に行ったときにスムーズに適応できるということを第一の目標にして、朝の会、帰りの会、時間割等々、それを目的に初期集中教育ということをやっております。

実は、この間なのでありますが、それを鈴鹿市の先生に御説明して、こういうふうをやっていたのですよというお話をしたら、そうだったのですか、だからああいうことが分かっていたのですねとおっしゃいましたので、やはりこういうことはもっと早くお伝えしたかったなということをつくづく思いました。けれども、集中して彼らに読み書きの基礎をしっかりと教えるということはインドシナ難民のときからずっとやっておりますが、日本語教育者として意味がしっかりとあるのではないかと思います。

以上です。

○大森委員 今頃こんなことを聞いて笑われるかもしれませんが、センターといいますか、研修中は地元の学校に行っていないのですか。

○RHQ（内藤） 最後の3週間ぐらい、時間としては大人の社会生活適応指導の時間を充てているのですが、地元の小学校体験入学、体験登校をしております。

○大森委員 インドシナ難民のときには、たしか割と早い時期から小学校に入りました。

○RHQ（内藤） あれも同じです。最後の1カ月か3週間だったか、ある程度センターで集中的に文字等々を教えまして、最後の1カ月ぐらいは地元の小学校に通っております。小学校の先生に引き継ぎをしております。○大森委員 同じですか。

○RHQ（内藤） 同じです。

○岩沢座長 橋本さん、どうぞ。

○IOM（橋本） 事実確認だけということなのですからけれども、広報活動の在り方関連で、受け入れた難民に対し、来日前から欲しかった情報等についてヒアリングすべきとの御意見が有識者の方からありましたが、これについては外務省や関連省庁等に御承認をいただいた上で、来日前の出国前研修に携わっているIOMの職員が来日いたしまして、受け入れた後の難民に、来日前に知りたかった情報について実際にヒアリングをしています。予算の関係で、全難民に網羅的にアンケートのようなことはできていないのですけれども、そこでもうちょっと欲しかった情報というのは具体的にはあまり上がってこなかったのですが、難民の方から幾つかのフィードバックをいただきまして、具体的には第1陣の難民に会って、第2陣の出国前研修に役立てたところがあります。第3陣のときにも、それをする準備はありました。

それから、キャンプでの広報では、来日後に苦勞する点なども伝えるなど、バランスのとれた情報提供をすべき、との御意見もありましたが、IOMは、広報自体については携わっていないのですが、出国前研修の中身は、そのほとんどが、来日後に苦勞することを易しい言葉にしつつ、働きなさいよとか、学校では苦勞しますよとか、中身はかなり耳が痛いけれども、それを耳に優しくうちの職員が伝えているというのが現状ですので、このあたりについては、もちろんIOMとしてももう少し努力できる部分はあるかもしれませんが、一応何もやっていないわけではないということをお伝えしたいと思います。

あと1点だけ。先ほど根本先生から内藤専務理事に御質問があった、キャンプからバンコクに行って、更に日本に飛んで更に移動して、という時空的な概念を教えているかについてですけれども、そちらはIOM出国前研修の中で地図を見せながら、今、あなた方はここにいて、次はバンコクに移動して、次は東京に行って、その後は日本国内のどこかに移動する、という説明はしております。一般的にもそうかもしれませんが、やはり難民の方にはこれから起こることをまず予習していただいて、実際に体験していただいて、さらにそれを難民定住支援センターの中で反すうし、自分で復習する。その3ステップを経ることで初めて体験が自分に根づくということがあるので、その意味では、RHQ支援センターでの入国後の研修と入国前のIOM研修は、連動しているところがあるということを追加させていただきます。

○大森委員 ちょっと御質問したいのですが、都市で生活したいとか、地方で生活したいとか、日本のどういうところで生活を希望されるかということはお聞きになるのでしょうか。

○IOM（橋本） 一応お聞きします。例えばこういった職業につきたいですとか、義務教育以上の学年になってしまう方についても、例えば夜間中学や高校に行きたいとか、そういったこともお聞きします。ただ、日本に来てみて、実際に見てから意見が変わる可能性がかなりあるので、一応難民の方々の出国前・入国前の御希望は、しっかりアンケートをとって、関係省庁の方々及びRHQの方々にお伝えをしていますけれども、それはあくまでも参考情報ということで、IOMでは難民の方々に、入国した後、RHQの方々とよく相談をして

くださいというふうに対応しています。

○岩沢座長 石井委員、どうぞ。

○石井委員 ありがとうございます。

別の観点のところ、多分ここでそこを話すしかないかと思ったので。受け入れ先の選定みたいところです。今は雇用先というものを確保して、その雇用先が見つかったところに行くという考え方だと思うのですが、特に今回のカレンの方については通訳の問題が物すごく大きかったですし、三郷市のときでも分かったように、一部の難民の方は、この通訳の方とはということが起きてしまったり、代わりがすぐにいるのかというとなかなか見つからないというすごく難しい中で考えてしまうと、どうしても地域的には、他のカレンの方がいるところに近いところがいいということになってしまうのですが、そのあたりは、今後カレンだけに限らないということになった場合も含めてですけれども、どういうところであればスムーズに、例えば鈴鹿市の場合であれば、雇用主が実際にソーシャルワーカーみたいなこと、生活サポートをすごくやっていたというのは、やはりやっている側もすごく疑心暗鬼で、このままやっていたいいのだろうかとか、ひょっとしたら実際にまずいことをやっていたかもしれない。でも、御本人達の意識に、プログラムとしてケースワークをやるというイメージがないので、今やそれは分からないですね。雇用優先だったのがゆえにそういうところに定住してしまった。

なので、そういった一番上のボランティアや援助の存在、あと、地域定住支援員にどういう人がという議論もありましたけれども、インフラと言ったらいいのですか、どういう条件が整っているところが定住しやすいか。もちろんパイロットなので、いろいろなことを試すことは全然いいとは思いながらも、ケース数がすごく少ないのでばらばらにはできないという状況を考えると、少なくとも最初のうちは、どういう条件が整っているところが受け入れられやすいのか。成功、失敗というのはすぐに言うべきでないというのは私も賛成なのですけれども、そうはいっても、我々第1陣の人達の日々変わる表情を日々見ている者としては、やはり最初に厳しいところというのがどうなのか。鈴鹿市に関しては、本当に雇用主にも感謝していますし、市役所の方も本当に頑張っていて、難民支援をする者としては本当に感謝なのですけれども、やはり非常に難しいということはあるのだろうと思っています。

もう一個、先ほど池上先生がおっしゃっていた、もっと難民の声をということに関してなのですけれども、やはりここにずらっという中で難民の方が言いたいことを言えるかというと、言えないですね。だから、そういう場合にどういうふうに聞けばいいのかということ私は思うのです。やはりそこは誰か、それぞれの代表が2人、3人、プラス彼らが一番信頼する通訳で話せるようなものを一度。ただ、一旦難民へのインタビューが終わっている中で、議論をとめてまでもう一回入れるということはないと思うのですけれども、何らかもっと知り得る、例えば第1陣の方々で東京にいる方であれば私達も直接コンタクトがあるので、聞いてみることはできると思いますけれども、それを個別にやるのか、有

識者会議の代表者が行くという形になるのかちょっと分かりませんが、工夫次第で、もうちょっと本音が聞けるセッティングで聞く機会があったほうがいいと私も思っています。

ありがとうございます。

○岩沢座長 ありがとうございます。

太田委員、先にどうぞ。

○太田委員 進め方の話になってしまうかもしれないですけども、今、第2のところの現状と課題を検討しているのですが、第3のところ、結局現状・課題を受けて、こういう方向性で在り方を検討するということになると、横軸を通すと現状・課題・在り方という形、このカテゴリーで分かれている話かなと思います。

今、お話を伺っていますと、事業全体の枠組みですとか地域社会の連携ですとか、そういったところの話になっているので、むしろ第3のところでの項目別に、現状・課題・在り方という形でお話をしたほうが早いというか、噛み合いが合うのではないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○岩沢座長 論点整理は、皆さんの御意見を聞いて御承認いただいたわけですけども、確かに、今の現状・課題の話というのは、次回からやろうとしている第3の第三国定住事業の在り方の話の現状・課題を話さなければいけないですし、第4、第5の現状・課題を話さなければいけないので、御指摘はよく分かるのですけれども、プログラムとしてこういうふうに組んでしまいましたので、もう時間もほとんどないということもありますが、第三国定住事業の在り方の第3の部分については来週もう少し詳しく御議論いただきたいと思います。

だから、そのときに現状と課題も踏まえて御議論いただくという形になると思うのですけれども、一応今日のところは全体の現状・課題について、事務局にまとめていただいたことを踏まえて、もし何か他に付け加えることがあればということで、ほとんど時間はないのですけれども、もし残された時間で何かお気づきの点があれば御指摘いただいて、第三国定住事業の在り方については、次回もう少し深く御議論いただきたいと思います。

○根本オブザーバー 先ほどの池上委員の難民達の声が聞こえてこない、しかし、彼らを直接ここに呼んで話をしてもらおうわけにもいきにくいということは、私もそのように思います。

第1陣であれ、第2陣であれ、日本で生活している人達の声が直接聞けないという現実があるのであれば、日々現場でサポートなさっている方々のどなたかをお招きして、こういう問題がありますということを語ってもらう、それが1つ、私達が受け入れた第1陣、第2陣の難民達の本音を聞くきっかけになるのではないかと思います。

それと関連して、やはり農村部だと通訳の問題等があるというのは本当にそうだと思うのですけれども、受け入れ先、定住先をもっと慎重に決めていく必要があるということは、私達は常に考えるべきであって、そのことも今後の検討課題にして、現在第1陣、第2陣の中で起きている受け入れ先、定住先、雇用先、それがミスマッチになっている場合があ

るのであれば、ぜひそれも情報をオープンにして私達に知らせていただければと思います。
これが、よりよき第4陣の受け入れに繋がっていくと私は見えています。

○岩沢座長 池上委員、どうぞ。

○池上委員 私は、今の根本オブザーバーの御指摘に全く賛成です。ここの議論はどうしても日本語で進んでいくので、身近で接している方から現状をお話いただくのが現実的かつ建設的な方法だと思いますし、私はそういうことをやるといいということを以前この会議でも発言をしていますので、全く同感です。

○岩沢座長 ありがとうございます。

そろそろ時間なのですが、まず第1点、太田委員の御提案なのですけれども、今、お手元の資料に論点整理があると思いますが、報告書の構造として第2のところでは現状・課題となっていて、その現状・課題の具体的な話は第3、第4、第5のところに出てくるわけですね。ということは、報告書の書き方として第3、第4、第5の中に現状・課題も書いた上で提案も書く、そういう構造のほうがいいということですか。

○中川参事官

太田先生のような御意見が出るのは十分承知の上で組み立てさせていただいております。今日配付させていただいた資料は、今後の議論の参考にもなるという趣旨でございます。ですから、例えば今後プログラムをいろいろ組み替えていくとか、こうしたほうがいいというのは必ず何か問題があるからということですので、どういうところに問題があって、それを改善するためにどういう施策があるべきか、そういう意味では原因、結果の部分もあると思いますので、ぜひここは次回も検証しながら、フィードバックしながら御議論いただければと思っております。

○岩沢座長 それから、池上委員が御指示された提案についても検討させていただいて、考えてみたいと思います。

それでは、もう時間ですので今日はこれまでとさせていただいて、次回の予定について事務局からお願いします。

○中川参事官 次回の予定は、追ってご連絡させていただきます。

ありがとうございました。

○岩沢座長 それでは、これで終了します。どうもありがとうございました。